



高齢雇用継続給付金支給申請 ワンポイント！！

ハローワーク 品川
雇用継続課

通勤交通費について



お問い合わせの多い、**支給申請時**の通勤費計上の仕方、払い戻しがあつた際の考え方について解説します

ハローワーク商事（株）

月末締 当月25日払

賃金台帳（令和3年）

営業企画部 品川 公男

支払日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日
対象期間	1/1～31	2/1～28	3/1～31	4/1～30	5/1～31	6/1～30	7/1～31	8/1～31	9/1～30
基本給	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
通勤手当	① 22,540		② 37,950			③ -21,930	④ 1,056	④ 528	④ 1,584
住宅手当									
総支給額	222,540	200,000	237,950	200,000	200,000	178,070	201,056	200,528	201,584

品川 公男さんの ケース



- ① 1月25日払の給与で通勤手当が支給された(1～3月の3ヶ月分)
- ② 3月25日払の給与で通勤手当が前払いに変更になった(4～9月の6ヶ月分)
- ③ 6/1～在宅ワークになったため、6/25払の給与で払戻し分の精算があつた(6～9月の4ヶ月分)
- ④ 6/1以降は通勤にかかった実費分が翌月に支給されることになった。



各支給対象年月に計上する交通費

支給対象年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
通勤手当① 22,540円÷3ヶ月	7,513	7,513	7,514	端数は最後の月分に加算					
通勤手当② 37,950円÷6ヶ月			6,325	6,325	6,325	6,325	6,325	6,325	
通勤手当③ -21,930円÷4ヶ月						-5,482	-5,482	-5,482	-5,484
通勤手当④							1,056	528	1,584
各月の交通費	7,513	7,513	13,839	6,325	6,325	843	1,899	1,371	-3,900

精算があつた場合も、精算があつた月以降、各月に割り振ります

品川公男さんの 8月、9月分支給申請 ＜記載例＞

第101条の7関係（第1図）
高齢雇用継続給付支給申請書
（※第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

給付金の種類 ☐ (1) 基本給付金 ☐ (2) 高齢者給付金

事業所番号

1. 被保険者番号

2. 資格取得年月日

3. 前年度氏名

4. 支給対象年月の1

5. 4月の支給対象年月に支払われた賃金額

6. 賃金の減額があつた日数

7. 前年度賃金額

8. 支給対象年月の2

9. 8月の支給対象年月に支払われた賃金額

10. 賃金の減額



「支給申請書」と「賃金証明書」では
取り扱いが違うので注意してください

ご不明な点は
ハローワーク品川 雇用継続課へ
お問い合わせ下さい
TEL: 03 - 5418 - 7308 (ダイヤルイン)

※ 9月の通勤手当はマイナスですが、
「みなし賃金額」の対象にはなりません

